

北松中央病院第5期中期計画（案）の構成（中期目標との対比）

第5期中期目標（法25条）
前文
第1 中期目標の期間（法25条2-1）
第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（法25条2-2）
1 地域で担うべき医療の提供
2 医療水準の向上
3 患者サービスの向上
4 地域医療機関等との連携
5 市の施策推進における役割
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項（法25条2-3）
1 効率的な業務運営
2 事務部門の専門性の向上
3 職員満足度の向上
第4 財務内容の改善に関する事項（法25条2-4）
1 経営基盤の確立
2 収益の確保と費用の節減
第5 その他業務運営に関する重要事項（法25条2-5）
1 財務体質の強化に関する特記
2 法令・社会規範の遵守及び情報公開

第5期中期計画(案)（法26条・83条）
前文
第1 中期計画の期間
第2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（法26条2-1）
1 地域で担うべき医療の提供
2 医療水準の向上
3 患者サービスの向上
4 地域医療機関等との連携
5 市の施策推進における役割
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置（法26条2-2）
1 効率的な業務運営
2 事務部門の専門性の向上
3 職員満足度の向上
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
1 経営基盤の確立
2 収益の確保と費用の節減
第5 その他業務運営に関する重要事項
1 財務体質の強化に関する特記
2 法令・社会規範の遵守及び情報公開
第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画（法26条2-3）
1 予算（平成29年度～平成31年度）
2 収支計画（平成29年度～平成31年度）
3 資金計画（平成29年度～平成31年度）
第7 短期借入金の限度額（法26条2-4）
第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画（法26条2-4の2）
第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画（法26条2-5）
第10 剰余金の用途（法26条2-6）
第11 料金に関する事項（法83条）
1 使用料及び手数料
2 減免
第12 佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成22年佐世保市規則第28号）で定める業務運営に関する事項（法26条2-7）
1 人事に関する計画
2 施設及び設備に関する計画
3 積立金の処分に関する計画